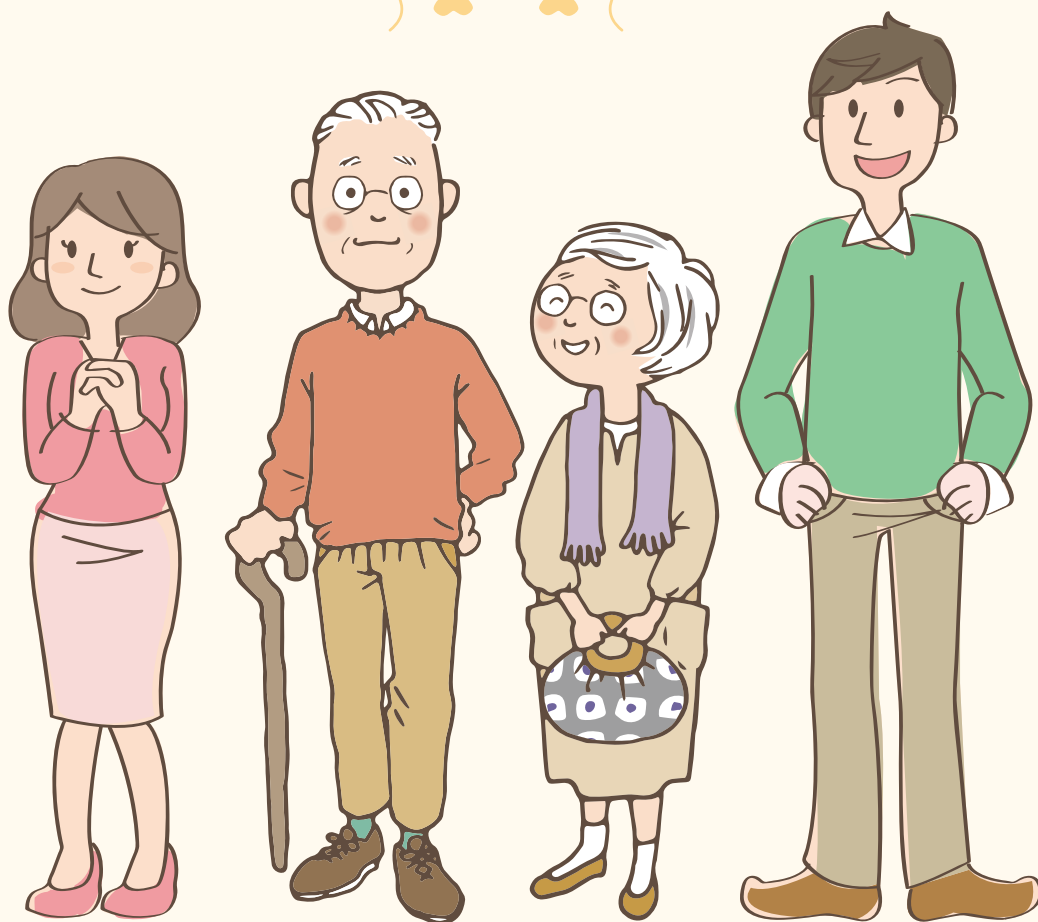


日常生活自立支援事業 成年後見制度

あんしんして
自分らしい暮らしを
送るために



社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会
さがみはら成年後見・あんしんセンター



目 次

日常生活自立支援事業と成年後見制度の違い	P 1
----------------------	-----

1. 日常生活自立支援事業 P 2

お手伝いできる内容は？	P 3
-------------	-----

利用料は、いくらですか？	P 3
--------------	-----

誰がお手伝いしてくれますか？	P 4
----------------	-----

専門員

生活支援員

サービス利用の流れ	P 5
-----------	-----

2. 成年後見制度 P 6

成年後見制度とは	P 8
----------	-----

成年後見制度は、2つに分けられます	P 8
-------------------	-----

成年後見制度の類型	P 8
-----------	-----

後見人等の支援内容	P 9
-----------	-----

相模原市成年後見制度利用支援事業	P 9
------------------	-----

成年後見制度利用までの流れ	P 10・P 11
---------------	-----------

よくある質問	P 12
--------	------

Q 1 . 申立期間は、どのくらいですか？

Q 2 . 後見人等には、どのような人になりますか？

Q 3 . 専門職の特徴について教えてほしい。

Q 4 . 後見人等の業務は、いつ終了するのですか？

Q 5 . 四親等内の親族とは？

3. 相談・問合せ先 P 13

市役所の成年後見制度に関する相談窓口

地域包括支援センター（愛称：高齢者支援センター）

後見等の申立てをするとき／横浜家庭裁判所 相模原支部	P 14
----------------------------	------

任意後見契約をするとき／相模原公証役場	P 14
---------------------	------

成年後見制度に関する専門家団体	P 14
-----------------	------

神奈川弁護士会 成年後見センターみまもり

神奈川県社会福祉士会

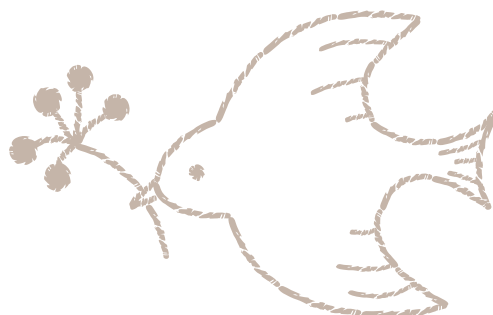
成年後見センター・リーガルサポート 神奈川県支部

コスモス成年後見サポートセンター 神奈川県支部

東京地方税理士会 成年後見支援センター

さがみはら成年後見・あんしんセンターの事業内容	P 15
-------------------------	------

日常生活自立支援事業と 成年後見制度の違い…



2つの制度はよく似ています。**日常生活自立支援事業**は、ご本人との契約に基づいて、福祉サービスの利用援助や日常生活費の管理等に限定して援助するのに対し、**成年後見制度**は、財産管理や福祉施設の入退所などの生活全般の支援に関する契約等の法律行為を援助します。

	日常生活自立支援事業	成年後見制度（法定後見制度）
概 要	日常的な生活援助の範囲内で支援を行う。	財産管理や身上保護に関する法律行為全般を行う。
対 象 者	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等	
	判断能力が不十分ではあるが、本事業の利用の意思と契約内容が理解できる人	精神上の障がいにより意思表示をする能力が不十分（補助）、著しく不十分（保佐）、欠く常況（後見）にある人
支援内容	○日常的な預金の払戻し、預け入れ等生活費の管理、福祉サービス利用料の支払手続き ○福祉サービスを利用する際の契約手続き等の援助 ○通帳・印鑑・年金証書等の預かり	○預金、不動産、証券など財産全般の管理 ○施設への入退所契約、治療入院契約 ○不動産の売却や賃貸契約・解約 ○消費者被害の取消し
支 援 者	相模原市社会福祉協議会（専門員・生活支援員）	成年後見人、保佐人、補助人
費用報酬	相談は、無料で、サービスの利用は、有料（基準有り）	家庭裁判所が本人の資産状況等を判断して決定





相模原市社会福祉協議会では、判断能力が不十分な高齢者や障がいのある方のために福祉サービスの利用手続きや日常生活費の管理、定期預金などの重要書類の保管を行い、住み慣れた地域で安心して生活ができるようお手伝い（支援）をします。



お手伝いできる内容は？

●福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス

- ・福祉サービスの利用をお手伝いします。
- ・日常的な金銭の出し入れをお手伝いします。
預貯金口座から生活費を払い戻し、ご自宅にお届けします。
- ・家賃や公共料金などの各種支払いを代行します。
支払いに滞りがないようお手伝いします。

●書類等預かりサービス

定期預金や権利書、実印など大切な書類等失くさないよう、銀行の貸金庫でお預かりします。



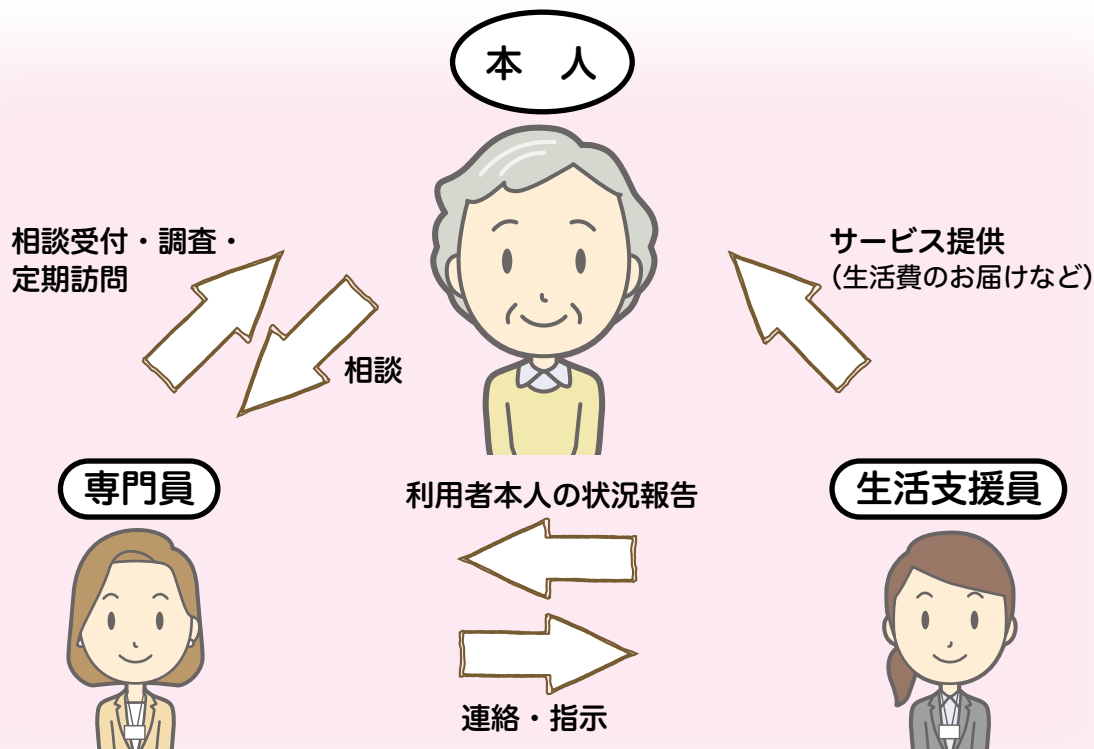
利用料は、いくらですか？

援 助 内 容			利 用 料
◆福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス	生活保護を受給している人、又は前年度分の市県民税が非課税の人	A階層	無 料
	市県民税所得割の課税標準額が2,000,000円以下の人	B階層	月額 2,500円
	市県民税所得割の課税標準額が2,000,001円以上の人	C階層	月額 5,000円
◆書類等預かりサービス			月額 500円



誰がお手伝いしてくれますか？

専門員と生活支援員がお手伝いします。



本人の困りごとや
希望を聞き
一緒に考えます。

専門員

- ・相談業務
- ・利用に関する調査
(アセスメントシートの作成、
契約締結判定ガイドラインの
作成)
- ・利用契約の締結、終了等の手続き
- ・支援計画書作成及び変更に関する
業務
- ・支援計画書に基づく定期的な訪問
- ・関係機関等と連絡調整など

生活支援員

- ・定期的に利用者宅を訪問し、支援
計画書に沿った支援を実施
- ・支援内容や利用者の状況等を専門
員へ報告など

生活費のお届けや
家賃・電気料金などの
支払いをします。

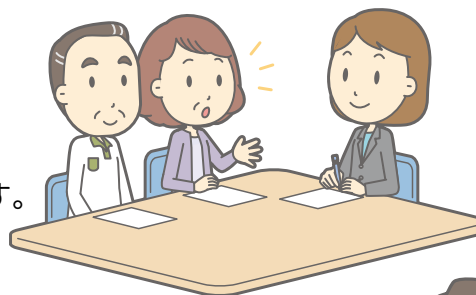


サービス利用の流れ

1

相談の受付

相模原市社会福祉協議会が相談を受け付けます。



2

調 査

専門員が自宅等を訪問して、お話を伺います。サービス内容について説明し、本人のサービスの利用意思及び契約能力の確認を行うため、数回訪問します。



3

審査会

サービスの利用及び支援内容が適切か、医師や弁護士等の専門家や学識経験者の方々によって審査が行われ、サービスの利用を決定します。



4

支援計画書の作成

本人と相模原市社会福祉協議会とでサービスの内容や支援の頻度など詳細について取り決めをします。本人の希望を伺いながら支援計画を提案し、支援計画書を作成します。

支援計画書（例）

【支援頻度 月2回の場合】

- 1 月2回 生活費（1万円）を届ける。
- 2 月1回 通院費（3千円）を届ける。
- 3 月1回 家賃（5万円）を振り込む。
- 4 月1回 福祉サービス利用料金を支払う。
- 5 月1回 携帯利用料金を支払う。

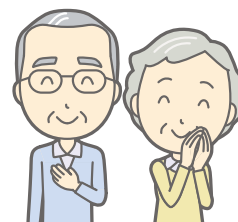
※支援計画書にはない、現金の払戻し等が必要になった場合は、本人の意思を確認し、臨時で支援を行います。

5

契 約

本人と相模原市社会福祉協議会とで、サービスの内容を十分に確認した上で、“契約”を結びます。

※契約期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間です。
双方に異議が無い場合は、契約を更新します。



6

サービス開始

相模原市社会福祉協議会の専門員・生活支援員が支援計画に沿ってサービスを提供します。

2. 成年後見制度 ～一人で悩まずに、まずはご相談ください～

法定後見制度の利用

～親族でもお金をおろせない!?～



法定後見制度の利用

～親なきあとの心配～



※1 委任状とは…手続きを信頼できる人に任せるということを記入した書面です。

任意後見制度の利用

～将来に備えて～



成年後見専門相談の利用

～親族後見人の困りごと～



※2 取消権とは…後見人等の同意を得ないで行った法律行為を取消す（無かったことにする）ことです。

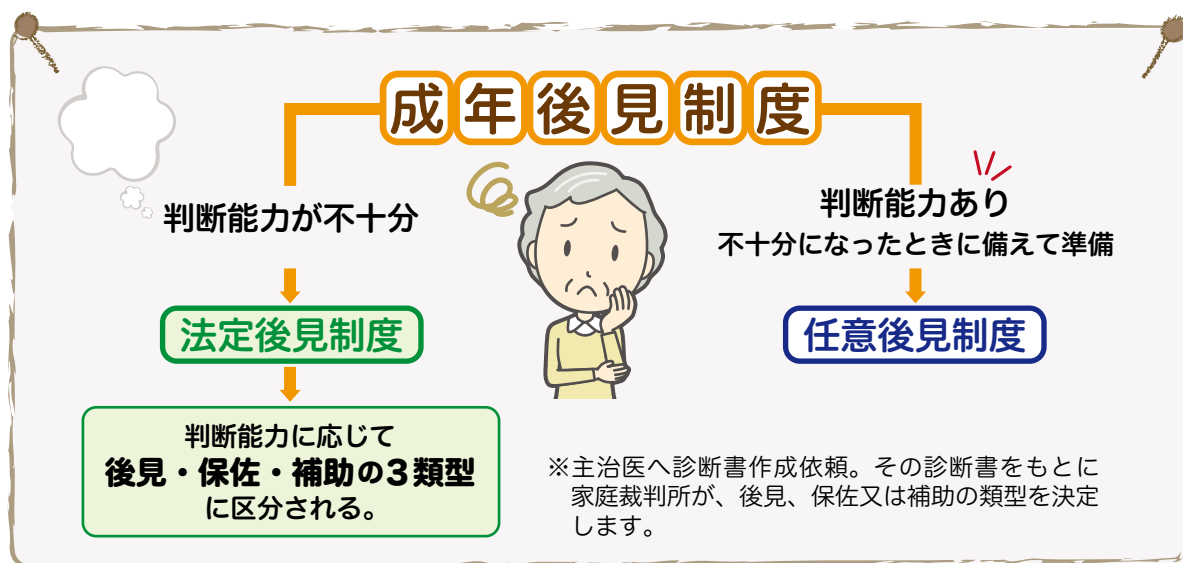


成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症や障がいなどにより、自身で重要な事柄を判断することが難しい方が安心して生活できるよう支援する制度です。

成年後見制度は、2つに分けられます

成年後見制度には、**法定後見制度**と**任意後見制度**があります。判断能力が不十分な方を支援する法定後見制度と判断能力が不十分になった時に備えて、自ら選んだ人と事前に契約しておく任意後見制度があります。



成年後見制度の類型

類 型	法定後見制度			任意後見制度
	後 見	保 佐	補 助	任意後見契約
ご本人の判断能力	欠けているのが 通常の状態	著しく不十分	不十分	判断能力あり
	全ての契約を代わり に手続きしてほしい!	重要な契約を代わり に手続きしてほしい!	難しい手続きを 手伝ってほしい!	
成年後見人等が同意 又は取り消すこと ができる行為	日常の買物などの 生活に関する行為 以外の行為	重要な財産関係の 権利を得喪する行為等 (借金、相続の承認な ど、民法第13条第1 項に規定する行為の ほか、申立てにより 裁判所が定める行為)	申立ての範囲内で 裁判所が定める行為 【民法第13条第1項 に規定する行為(借 金、相続の承認や放 棄、訴訟行為、新築 や増改築などの一部 に限ります。)】。本人 の同意が必要です。	任意後見契約で 定めた行為
成年後見人等が代理 することができる 行為(※1)	財産に関する全ての 法律行為	申立ての範囲内で 裁判所が定める行為 (本人の同意が必要 です。)	申立ての範囲内で 裁判所が定める行為 (本人の同意が必要 です。)	

- ※1 ご本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。
 ※ 補助開始の審判、補助人に同意権・代理権を与える審判、保佐人に代理権を与える審判をする場合には、ご本人の同意が必要です。
 ※ 保佐制度及び後見制度の利用により、ご本人が一定の資格や地位を失う場合があります。



後見人等の支援内容

後見人、保佐人、補助人（以下「後見人等」）は、本人の意思を尊重し、本人の心身の状態や生活状況を考慮して、身上保護や財産管理を行います。

後見人等が行う支援の例

身上保護	サービス利用契約の手続き等 入退院に関する手続き等 福祉施設等の入退所に関する手続き等
財産管理	預貯金管理 年金受領 不動産の売買契約 税金・保険料の支払い等

- 法定後見制度の場合、後見人等の代理権・同意権・取消権は、家庭裁判所から付与された（あらかじめ認められた行為）範囲内で支援します。
- 任意後見制度の場合、事前に契約した代理権の範囲内で支援を行います。
- 本人を直接介護や身元保証をすること、医療行為の同意をすることは、できないとされています。



相模原市成年後見制度利用支援事業

相模原市では、法定後見制度を利用する方に対し、次のような支援をしています。

① 身寄りがいない方などへの市長申立て

後見等開始の申立てができる親族がいないなどの事情がある方に対して、相模原市長が家庭裁判所に申立てを行っています。

② 申立て費用助成、後見人等報酬助成

本人の経済的事情により申立て費用や後見人等に対する報酬を負担することが困難な方に対して、助成を行っています。助成に当たっては、必要な条件がありますので、市役所の各相談窓口にお問合せください。



成年後見制度利用までの流れ

成年後見制度

判断能力が
不十分な方

認知症
知的障がい
精神障がい
の方

法定後見制度

後見等開始の審判申立て

●申立てできる人

本人、配偶者、四親等内の親族
市長（申立てする人がいない場合）ほか

●準備すること

- ・家庭裁判所の後見係窓口等で申立書書式一式を入手する。
- ・主治医へ診断書の作成を依頼する。
- ・本人情報シートへの記載を依頼する。
- ・本人の親族の意見書をもらう。
- ・申立書、申立事情説明書、後見人等候補者事情説明書等を記入する。
- ・財産目録及び収支予定表を作成し、財産や収支を裏付ける資料（預金通帳や年金通知書等のコピー）を準備する。

●必要なもの

- ・申立書、各種照会書等一式
- ・本人の戸籍謄本
- ・本人の住民票
- ・本人の後見登記されていないことの証明書（横浜地方法務局又は東京法務局へ請求）
- ・成年後見人等候補者の住民票
- ・申立費用
収入印紙（申立手数料） 800円～2,400円
収入印紙（登記手数料）2,600円
郵便切手 3,000円～5,000円程度
鑑定費用（裁判所が鑑定が必要であると判断した場合）5～10万円程度

●申立先

本人住所地を管轄する家庭裁判所（相模原市に住所がある場合は、横浜家庭裁判所相模原支部）

※後見等開始の審判申立てのご案内や書式は、横浜家庭裁判所ホームページ上の「裁判手続のご案内」の「横浜家裁（後見係）から」ダウンロードすることもできます。

判断能力が
不十分に
なったときに
備えて準備

任意後見制度

委任後見契約（公正証書）

●契約する人

本人
判断能力が不十分になったときに備えて、あらかじめ本人が契約しておく

●契約するために決めておくべきこと

- ・本人は、誰に支援してほしいか＝支援者＝任意後見人
- ・本人は、任意後見人に何をしてほしいか＝支援内容
- ・任意後見人の報酬

●作成場所

- ・最寄りの公証役場



委任契約（財産管理・身上保護等）

判断能力のあるうちから支援を受けるための契約

委任契約（死後事務）

亡くなった後の諸手続き





後見

あらゆる契約を
代わりに手続き
してほしい！

保佐

重要な契約を
代わりに手続き
してほしい！

補助

難しい手続きを
手伝って
ほしい！

家庭裁判所へ申立て・審判

東京法務局へ登記

法定後見開始

●成年後見人等の選任

成年後見人等の選任に当たっては、家庭裁判所が、ご本人にとって最も適任だと思われる方を選任します。

なお、誰を成年後見人等に選任するかという家庭裁判所の判断については、不服申立てをすることはできません。

●成年後見人等への報酬の支払い

成年後見人等は、家庭裁判所に報酬付与の申立てを行った場合には、家庭裁判所が本人の財産状況や後見人等の支援内容によって定めた報酬をご本人の財産から受け取ることができます（家庭裁判所の許可なくご本人の財産から報酬を受け取ることはいけません。）。

※相模原市では、報酬費用を助成する制度があります（要件有）。
P9 参照

公証役場で任意後見契約締結

法務局へ登記

判断能力が低下してきた。

●申立て できる人

- ・本人
- ・配偶者
- ・四親等内の親族
- ・任意後見受任者

家庭裁判所へ
任意後見監督人選任の申立て・選任

任意後見開始

●任意後見契約書作成にかかる手数料

1. 公証役場の手数料 11,000円
2. 法務局へ納める印紙代 2,600円
3. 登記嘱託手数料 1,400円
4. 書留郵便料 約540円
5. その他

●任意後見人への報酬費用

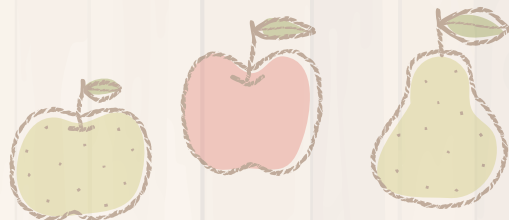
任意後見契約締結時に取り決めた額

●任意後見監督人への報酬の支払い

任意後見監督人は、家庭裁判所に報酬付与の申立てを行った場合には、家庭裁判所が本人の財産状況や監督事務の内容によって定めた報酬をご本人の財産から受け取ることができます。（家庭裁判所の許可なくご本人の財産から報酬を受け取ることはいけません。）。



よくある質問



Q1 申立てをしてから審判が決定するまでどのくらい期間を要しますか？

本人が抱えている課題や後見等候補者の有無などによりますが、通常は1か月から3か月程度です。

Q4 後見人等の業務は、いつ終了するのですか？

後見人等の業務は、基本的に本人が亡くなるまで続きます。ただし、後見人等が病気などの理由で業務の遂行が困難になったときなど、特別な理由がある場合には、家庭裁判所の許可を受けて、辞任することができます。

Q2 後見人等には、どのような人になりますか？

後見人等になるために特別な資格は、必要ではありません。本人を身近に支援できる人として、親族になることができます。

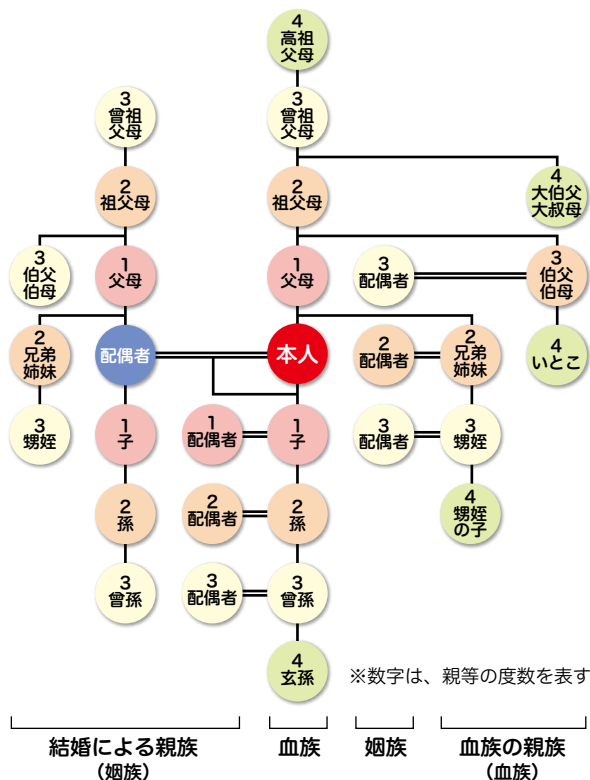
また、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、税理士等の第三者の専門家に依頼することもできます。

相模原市では、平成27年9月より市民後見人養成研修がスタートし、すでに多くの方が研修を修了し、身寄りのない方などの後見人として活動しています。

※後見人等は、定期的に家庭裁判所へ業務報告を行う義務があります。

Q5 申立てができる人の中に四親等以内の親族とありますが、その範囲を具体的に教えてください。

四親等内の親族図



Q3 専門職に後見人候補者ををお願いする場合、専門職ごとに得意とする分野を教えてください。

弁護士 管理財産が高額／債務整理・交通事故等の法的対応が必要／虐待がある等、複雑で困難な場合

司法書士 不動産の相続、売買／債務整理／遺産分割協議がある場合

行政書士 官公署への申請等による財産管理や身上保護を必要とする場合

社会福祉士 身上保護が中心の場合

税理士 不動産取得、譲渡所得、相続税等、税金に関係する場合

3. 相談・問合せ先

相模原市役所の成年後見制度に関する相談窓口



緑高齢・障害者 相談課	高齢福祉班	☎042-775-8812
	身体・知的福祉班	☎042-775-8810
	精神保健福祉班 (橋本・大沢・城山地区にお住まいの方)	☎042-775-8811



中央高齢・障害者 相談課	高齢福祉班	☎042-769-8349
	身体・知的福祉班	☎042-769-9266
	精神保健福祉班	☎042-769-9806



南高齢・障害者 相談課	高齢福祉班	☎042-701-7704
	身体・知的福祉班	☎042-701-7722
	精神保健福祉班	☎042-701-7715



緑区の城山、津久井、
相模湖、藤野地区に
お住まいの方は、
各保健福祉課で相談
できます。

城山保健福祉課	☎042-783-8136 (福祉相談班)
津久井保健福祉課	☎042-780-1412 (福祉相談班)
相模湖保健福祉課	☎042-684-3215 (地域福祉班)
	☎042-684-3216 (福祉相談班)
藤野保健福祉課	☎042-687-5511 (福祉相談班)

(津久井・相模湖・藤野地区にお住まいの精神障がいの方は、津久井保健福祉課)



地域包括支援センター（愛称：高齢者支援センター）

高齢の方につきましては、お住まいの近くの高齢者支援センターで相談をお受けします。

緑 区	橋本高齢者支援センター	☎042-773-5812
	相原高齢者支援センター	☎042-703-5088
	大沢高齢者支援センター	☎042-760-1210
	城山高齢者支援センター	☎042-783-0030
	津久井高齢者支援センター	☎042-780-5790
	相模湖高齢者支援センター	☎042-684-9065
	藤野高齢者支援センター	☎042-686-6705
中 央 区	小山高齢者支援センター	☎042-771-3381
	清新高齢者支援センター	☎042-707-0822
	横山高齢者支援センター	☎042-751-6662
	中央高齢者支援センター	☎042-730-3886
	星が丘高齢者支援センター	☎042-758-7719
	光が丘高齢者支援センター	☎042-750-1067
	大野北第1高齢者支援センター	☎042-704-9551
	大野北第2高齢者支援センター	☎042-768-2195
	田名高齢者支援センター	☎042-764-6831
	上溝高齢者支援センター	☎042-760-7055

南 区	大野中高齢者支援センター	☎042-701-0511
	大沼高齢者支援センター	☎042-705-5435
	大野台高齢者支援センター	☎042-758-8278
	大野南高齢者支援センター	☎042-767-3701
	上鶴間高齢者支援センター	☎042-767-2731
	麻溝高齢者支援センター	☎042-777-6858
	新磯高齢者支援センター	☎046-252-7646
	相模台第1高齢者支援センター	☎042-767-3888
	相模台第2高齢者支援センター	☎042-741-6665
	相武台高齢者支援センター	☎046-206-5571
	東林第1高齢者支援センター	☎042-740-7708
	東林第2高齢者支援センター	☎042-705-8278

後見等の申立てをするとき

横浜家庭裁判所 相模原支部 相模原市中央区富士見6-10-1

後見等を受ける方の住民票上の住所が相模原市と座間市の方が管轄となります。

☎042-716-0181

任意後見契約をするとき

相模原公証役場 相模原市中央区相模原4-3-14 第一生命ビル（5階）

任意後見契約をする際は、事前に電話で連絡してください。

☎042-758-1888



成年後見制度に関する専門家団体



神奈川県弁護士会 成年後見センターみまもり

無料電話相談（20分無料）、事務所来所相談（30分無料）、出張相談（有料）を行っています。

受付電話 ☎045-211-7720（平日の9時30分～12時、13時～16時30分）

公益社団法人 神奈川県社会福祉士会

後見活動を行っている社会福祉士による無料相談窓口を開設しています。

専用電話 ☎045-314-5500

《電話相談》火・木の14時～17時

《面接相談》火・木の13時～14時 予約制

《出張相談》初回相談料無料（交通費相談者負担）

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 神奈川県支部

後見人等候補者名簿に登録されている司法書士による無料の相談窓口を開設しています。

《電話相談》専用電話 ☎045-663-9180（月・金の15時～17時、水の10時～12時）

《面談相談》申込電話 ☎045-640-4345（面談時間 水の15時～17時） 要予約

※面接は、神奈川県司法書士会館のほか、市内にあるリーガルサポート所属の司法書士事務所でも実施しています。

一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンター 神奈川県支部

専門の行政書士が成年後見に関するご相談や後見人等の推薦依頼に応じています。

《コスモス無料電話相談》専用電話 ☎045-222-8628（平日の13時～16時）

※面談による相談も受け付けています。 予約制

東京地方税理士会 成年後見支援センター

面接又は電話により、成年後見制度や後見人の推薦などの相談に応じています。

《相談専用電話》 ☎045-315-2070（第1～第4 水の10時～12時 受付は10時～11時30分）
13時～16時 受付は13時～15時30分）



さがみはら成年後見・あんしんセンターの事業内容

日常生活自立支援事業

① 福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス

- ・福祉サービスを利用する際の契約等各種手続きをお手伝いします。
- ・医療費や家賃、公共料金などの支払いを代行します。
- ・預金口座から生活費を払い戻して、ご自宅にお届けします。

② 書類等預かりサービス

- ・定期預金、権利書、実印などの重要書類等をお預かりします。

※日常生活自立支援事業について、緑区(城山・津久井・相模湖・藤野地区)にお住まいの方のお問合せ先は、こちらです。

津久井地域事務所

住 所：緑区中野633 津久井総合事務所3階
電 話：042-784-3393



成年後見事業（法人後見）

相模原市社会福祉協議会が法人として成年後見人等を受任し、財産管理や福祉サービス利用契約等の法律行為を通じて、ご本人の権利を守り、生活を支援します。

相談会の実施

① 成年後見専門相談

司法書士、税理士、行政書士、
社会福祉士による無料相談

要予約

相 談 日：月4回

相談時間：お一人30分

内 容：成年後見制度や成年後見人等の業務に関する相談

対 象：親族後見人、福祉施設等の職員として成年後見制度に関わる方や成年後見制度の利用を考えている方

② 権利擁護相談

弁護士による無料相談

要予約

相 談 日：月1回（第4火曜日）

相談時間：お一人40分

内 容：成年後見制度利用支援、財産、相続等

対 象：高齢者、障がいのある方とその家族

※司法書士、税理士、弁護士による相談は、一般的な解決策をご提示するものです。

成年後見制度等の説明会の実施

① 成年後見制度等に関する講座への専門職講師派遣

施設・団体等が実施する講座へ専門職を派遣します。

② 職員による出前講座

高齢者サロン等で成年後見制度等を紹介します。



市民後見人の養成・活動の支援

市民の立場で後見活動に取り組む新たな権利擁護の担い手を養成し、その活動を支援します。

